

居宅介護支援事業所が実施する介護予防支援について

R6.7 安来市介護保険課

令和6年4月1日より、指定介護予防支援の指定対象が拡大され、指定居宅介護支援事業者も指定が受けられることとなりました。

1. 居宅支援事業所が新たに指定を受けられる事業

介護予防支援

- ※ 介護予防ケアマネジメントの指定は受けられませんが、これまでどおり、地域包括支援センターからの委託により実施することは可能です。

2. 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い

要支援者に対するケアプランには「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の2種類があり、利用するサービス（ケアプランに位置づけるサービス）により、ケアプランの種類が異なります。

○要支援者に対するケアプラン

ケアプランの種類	サービス利用状況
介護予防支援	介護予防サービスのみ利用
	介護予防サービスと総合事業の併用
介護予防ケアマネジメント	総合事業のみ利用

※介護予防サービス

介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅寮管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護

※総合事業

訪問型独自サービス 通所型独自サービス 通所型サービスC
住民主体生活支援サービス

3. ケアプランの作成者

居宅支援事業所が指定を受けことができるのは「介護予防支援」のみであり、「介護予防ケアマネジメント」のプランを作成することはできません。利用するサービスによっては、月ごとに「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替えが必要となる場合があります。

例) 予防支援の指定を受けたA居宅介護支援事業所が要支援1の方を担当する場合

R6.4 手すりのレンタル（福祉用具貸与）とデイサービス（通所型独自サービス）

⇒ 介護予防サービスと総合事業の併用

⇒ **介護予防支援**

⇒ **A居宅介護支援事業所がケアプランを作成**

～利用者の状態が変わり、手すりのレンタルを終了～

R6.6 デイサービス（通所型独自サービス）

- ⇒ 総合事業のみ利用
- ⇒ [介護予防ケアマネジメント](#)
- ⇒ [地域包括支援センターがケアプランを作成](#)

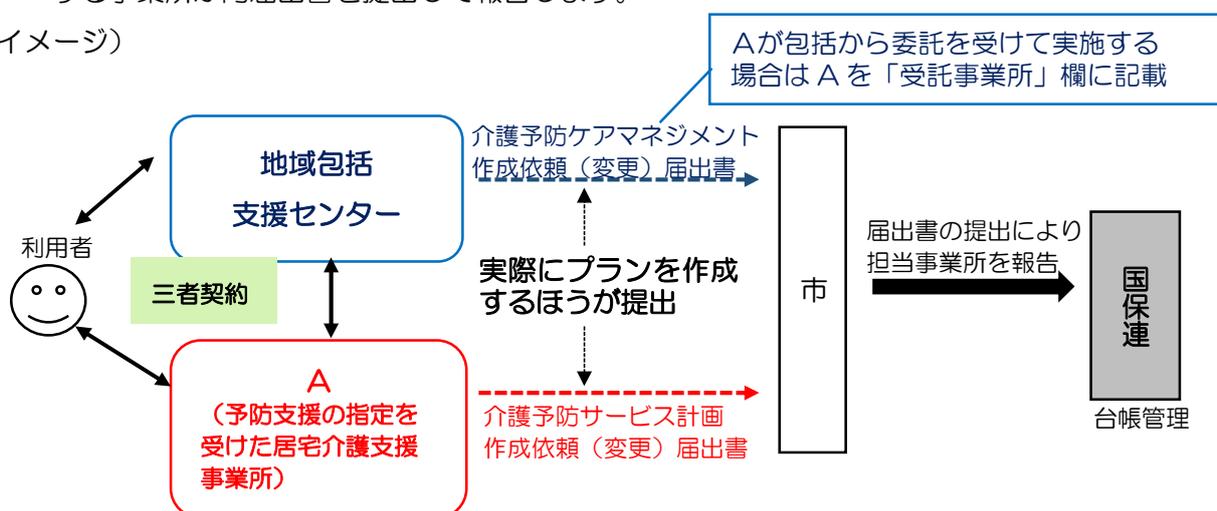
※地域包括支援センターの委託を受けてA居宅介護支援事業所が実施することも可能

4. 包括的な委託（参考）

介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの切り替えの都度、利用者との契約を結び直すことは、利用者、事業者双方に負担が生じることや、手続きの漏れが生じる可能性があるため、このような場合を想定し、参考として、利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者契約（例）を示します。各事業所の判断で適宜修正してお使いください。

三者契約を締結して実施する場合は、介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメント）作成依頼（変更）届出書は、実際にプランを担当する事業所のみが提出し、切り替えの際は新たに担当する事業所が同届出書を提出して報告します。

（イメージ）



例)「3.」の例で三者契約を締結した場合

R6.4 三者契約

R6.4 介護予防サービスと総合事業の併用 ⇒ **Aが担当**

- ・・・ **Aが市に「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出**
- 市から連合会に連絡
- 連合会で担当登録 → 台帳と請求を突合して支払

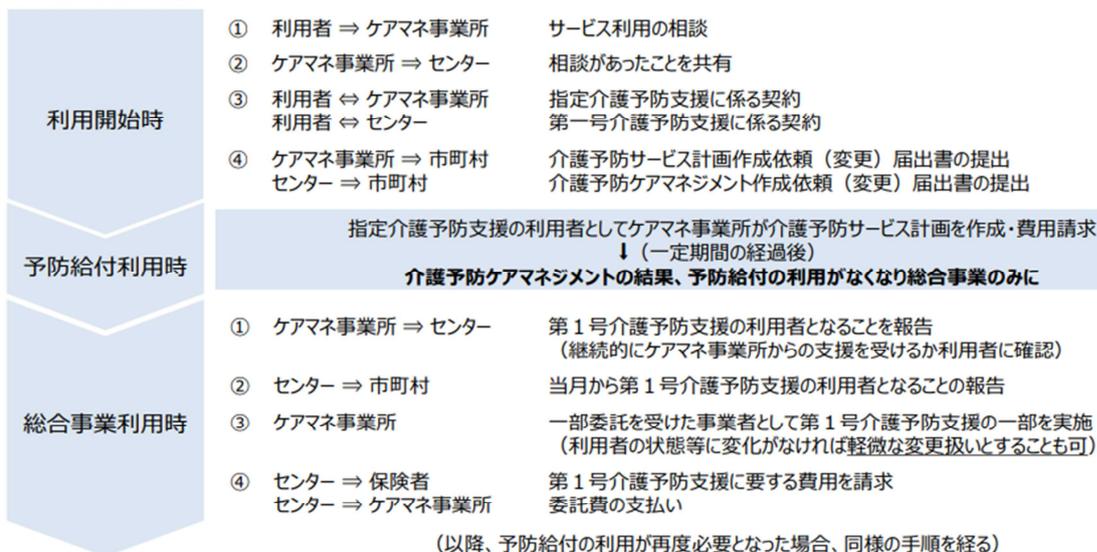
R6.6 総合事業のみ ⇒ [地域包括支援センターが担当](#)

- ・・・ **包括が市に「介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」を提出（委託先をAとしてAが継続することも可）**
- 市から連合会に連絡
- 連合会で担当登録 → 台帳と請求を突合して支払

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要が生じる。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。**

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）



包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ②

2. 介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事務所の名称または地域包括支援センターの名称」欄の取扱い

(一)	(二)	(三)
介護保険被保険者証	居宅介護支援事業者 指定年月日 令和 年 月 日 （事業者の組合は、基本チェックリスト実施日） 指定の有効期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 居宅サービス等 3月毎たり （うち在宅支援施設、基、第、類） サービスの種類 種類支給限度額 指定事業者の意見及びサービスの種類の指定	給付別 内容 期間 開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日 開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日 開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日 居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事務所の名称又は地域包括支援センターの名称 届出年月日 令和 年 月 日 届出年月日 令和 年 月 日 届出年月日 令和 年 月 日 介護予防施設等 種別 住所等年月日 令和 年 月 日 名称 住所等年月日 令和 年 月 日 種別 住所等年月日 令和 年 月 日 名称 住所等年月日 令和 年 月 日

「包括的な委託」を行う場合は、指定介護予防支援の担当であるケアマネ事業所と、第1号介護予防支援事業の担当である地域包括支援センターとの双方を併記することとする

（参考）消費税の取扱い

- 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援または第1号介護予防支援を実施する場合の消費税の取扱いについては、以下のとおり。
- ・令和6年度制度改正により、指定を受けて介護予防支援を実施する場合は「非課税」、
 - ・これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を受け介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を実施する場合は「課税」
- なお、この取扱いは、「包括的な委託」を行うか否かによらず適用される。